

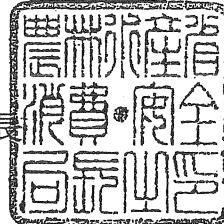
別添

19消安第10391号
平成19年11月22日

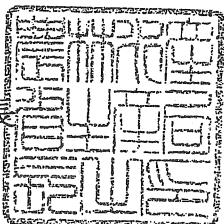


北海道知事 殿

農林水産省 消費・安全局長



農林水産省 生産局長



無登録農薬と判断された資材への対応について

三好商事株式会社が販売している資材「アグリクール」（商品名）について、農薬の有効成分が含まれているとの情報提供があったことを受けて、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて分析を行った結果、別添のとおり、農薬の有効成分であるアバメクチンが含まれていることが判明しました。

当該資材は含有成分の濃度等からみて、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条に基づく農林水産大臣の登録が必要な農薬に該当しますが、農薬として登録されておらず、無登録農薬に該当するものです。

当該資材を製造・販売した三好商事株式会社等に対して立入検査を実施し、当該資材の回収等を指導しているところですが、そもそも無登録農薬を生産者が使用することがないよう注意喚起していただくとともに、下記事項について対応いただくよう協力をお願いします。

記

- 1 「アグリクール」を保有している販売者に対しては、これを販売することなく、直ちに製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 2 「アグリクール」を保有している生産者に対しては、これを使用することなく、直ちに販売者を通じて製造業者に返品するよう、指導を行うこと。
- 3 農作物に「アグリクール」を使用していたという事実を把握した場合には、食品衛生担当部局と連携しつつ、今月末までに農林水産省農薬対策室に報告すること。